

熊本県公報

第10990号
平成15年6月6日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則……(交通安全・青少年課)	1
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……(交通安全・青少年課)	4
○指定居宅サービス事業所の指定……(介護保険課)	4
○保安林の指定に関する予定……(森林保全課)	4
○ ” ……(”)	5
○ ” ……(”)	5
○ ” ……(”)	5
○ ” ……(”)	6
○ ” ……(”)	6
○天草広域連合の規約の一部変更……(市町村総室)	6
○都市計画事業の事業計画変更……(下水道課)	6
○指定居宅サービス事業所の指定……(介護保険課)	7
○字の区域の変更……(市町村総室)	7
○救急医療機関に関する申出の撤回……(地域医療推進課)	7
○救急医療機関に関する認定……(”)	7
○三角港公有水面埋立てのしゅん功認可……(港湾課)	7
○指定居宅サービス事業所に係る変更の届出……(介護保険課)	8
○臨時種畜検査の実施……(畜産衛生課)	8
公 告	
○土地改良区清算人の就職……(農村計画課)	8
○土地改良区役員の住所変更……(”)	9
○土地改良区役員の退任及び就任……(”)	9
○ ” ……(”)	10
○定款変更認可……(”)	11
○土地収用法による立入通知……(用地対策課)	11
○平成15年度狩猟免許試験等の日程……(自然保護課)	11
○開発行為に関する工事の完了……(建築課)	14
○ ” ……(”)	14
○平成15年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守に係る落札者等の決定……(情報企画課)	14
○平成15年度電子計算機用データ入力業務委託契約に係る落札者等の決定……(”)	14
○建設業法に基づく監督処分……(監理課)	15
登 載 依 頼	
○平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の実施……(財団法人不動産適正取引推進機構)	16

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則
- (1) カラオケ装置の定義の改正することとした。(第2条の2第3号)
 - (2) 図書等の自動販売機措置命令書を新設することとした。(第6条の2)
 - (3) 営業停止命令の際に使用する標章を新設することとした。(第6条の2第2項)
 - (4) この規則は、平成15年7月1日から施行することとした。

規 則

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第36号

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県少年保護育成条例施行規則（昭和46年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第3号中「伴奏音楽等を収録した録音盤、録音テープ、録画盤又は録画テープを再生し、これに合わせてマイクロホン」を「伴奏音楽等に合わせてマイクロホン」の改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（措置命令等）

第6条の2 条例第12条の3第3項から第5項までの規定による命令は、図書等の自動販売機措置命令書（別記第7号様式の2）により行うものとする。

2 知事は、条例第12条の3第4項の規定による営業の停止を命じたときは、当該命令に係る自動販売機に標章（別記第7号様式の3）をはり付けるものとする。

別記第3号様式中

		第	号	
を「	住所 氏名	様		」
			熊本県達第	号
		住所 氏名		」

に、「下記」を「次」に改め、「記」を削る。

別記第7号様式の次に次の2様式を加える。

別記第7号様式の2（第6条の2関係）

図書等の自動販売機措置命令書		熊本県達第	号
住所 氏名			
熊本県少年保護育成条例第12条の3第 項の規定により、次のとおり措置を命じます。			
年 月 日			
		熊本県知事	印
1	届出番号		
2	自動販売機の設置場所		
3	有害図書等又は有害がん具類等の種類及び書名、作品名、商品名等		
4	措置命令の内容		
5	理由		
6	措置期限	年 月 日	
教 示			
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、熊本県知事に対して異議申立てができます。			